

寺院活動行事保険

(施設所有管理者賠償責任保険 + 生産物賠償責任保険 + 見舞費用担保追加条項等セット)

寺院活動を取り巻くさまざまなリスクから、**1年間包括して寺院をお守り**します。保険料は1年間で**一律8,000円**です。

※報恩講等の法要や、子ども・若者ご縁づくりの各種行事におけるおケガや賠償責任事故はもちろん、

お齋や子ども食堂での食中毒など、寺院活動全般を包括して補償します。**個々の通知や申込手続きが不要！**

自然災害から寺院を守る『寺院災害保険』とセットでご加入ください。 ※寺院活動行事保険単独での加入も可能です。

境内地内

傷害リスク

《ケガ・見舞金》

清掃奉仕中に
転倒して
骨折した

《ケガ・見舞金》

少年連盟の
カルタ大会で
子供がケガをした

《賠償責任》

住職が草刈中に、草刈機
の刃から飛んだ小石が、
隣家の窓ガラスを割った

New!

2021年4月始期より
※保険料は据え置き

《昇降機賠償責任》

エスカレーターが
突然、急停止した為
転倒した

社会通念上の 見舞金

《ケガ・見舞金》

サマースクールの花火で、
火の粉が子供の足に
飛び火傷をした

《ケガ・見舞金》

仏教壮年会の
勉強会で正座から
立つ時に転倒し
ケガをした

賠償リスク

《賠償責任》

施設管理不備
本堂の手すり
が壊れて転倒した

《生産物賠償責任》

子ども会で提供した
カレーが原因で
食中毒

境内地外 (法務・寺院活動行事中)

傷害リスク

《ケガ・見舞金》

花まつりの稚児行列
に参加中、
八手に刺された

《ケガ・見舞金》

門徒宅での法要中、
マスクをした
参列者が
熱中症になった

社会通念上の 見舞金

《ケガ・見舞金》

教務所の会合に向かう
総代が、バス乗降時に転
倒した

賠償リスク

《生産物賠償責任》

子ども会で用意した弁当
を日の当たるところに置い
た為、食中毒となった

《賠償責任》

住職が自転車で法要に
向かう際、
歩行者にぶつかって
ケガを負わせた

寺院活動行事保険は施設所有管理者賠償責任保険 + 生産物賠償責任保険 + 見舞費用担保追加条項等をセットした契約のペットネームです。

この保険にご加入できるのは浄土真宗本願寺派に所属する一般寺院にかぎります。

伝道基盤であるご寺院と御同朋をお守りします

「寺院災害保険」「寺院活動行事保険」「加盟園向け災害保険」

「あんのん医療保険」「あんしん収入補償保険」「よりそい年金払介護保険」

取扱代理店：浄土真宗本願寺派提携代理店 株式会社プラニ TEL：0120-37-0243

http://www.purani-hongwanjihahoken.com/ 京都市下京区五条通西洞院西入平屋町420番地RMビル3F 平日9:00~17:00

引受保険会社 損害保険ジャパン株式会社 京都支店法人支社(幹事) 東京海上日動火災保険株式会社京都支店営業課

～ 承認番号：SJ23-10550 ～

作成日：2023.11.27

特長 1. これまで個別で加入していた保険を一本化！

- ① 施設賠償責任保険
- ② 生産物賠償責任保険
- ③ 昇降機賠償責任保険 **New!**
2021年4月始期より
- ④ レジャー・サービス施設費用保険
- ⑤ レクリエーション傷害保険



寺院活動行事保険

年間包括の保険料
一律 8,000円

特長 2. 年間包括契約で手続きも簡単。加入漏れもありません！

年間包括で加入しているので、行事参加者の加入漏れがありません。

- ① 行事の都度の報告（行事内容・日時・人数）、申込・保険料振込手続きも不要。
- ② 急に開催した行事や、急に参加する門徒さんがいても保険の掛け忘れになりません。
- ③ 境内にお参りに来られた参拝客のおケガも補償されます。

補償の対象

賠償事故（寺院・寺族・行事参加者側の何れかに過失がある事故） ● 対人事故（身体） ● 対物事故（財物）		被傷者（ケガした方）			
		住職・法務員・寺族	行事参加者	参拝客	第三者
当事者 (ケガをさせた方)	寺院・住職・法務員・寺族	×	○ (交差責任)	○	○
	行事参加者	○ (交差責任)	○ (交差責任)	○	○
	参拝客・第三者	×			

単独事故（何れも過失のない事故） ※賠償事故の場合は賠償責任保険で支払い		当事者（ケガした方）		
		住職・法務員・寺族	行事参加者	参拝客
● 傷害事故（単独） 第三者医療費用補償 寺院が支出した治療費実費（50万円/名）を支払います。	×	○	○	
● 見舞費用 見舞費用補償 入院や治療日数に応じた見舞費用を支払います。	×	○	○	

+ 昇降機賠償責任保険 NEW! 2021年4月始期から ※保険料は据え置き！

エレベーターの誤作動により参拝客が扉に挟まれてケガを負った。

エレベーター・エスカレーターの欠陥あるいは管理の不備により第三者の身体の障害、財物の損壊が発生した場合に寺院が法律上の賠償責任を負担することによって被る損害を補償します。

※このチラシは寺院活動行事保険の概要をご案内したものです。

寺院活動行事保険にご契約にあたっては、必ずパンフレット、重要事項等説明書をご確認いただくか、取扱代理店までお問い合わせください。またご契約のしおり（約款）をご用意しておりますので必要に応じて取扱代理店にご請求ください。

<寺院活動行事保険の構成>

（寺院活動行事保険は施設所有管理者賠償責任保険等をセットした契約のペットネームです。）

- 主契約 施設所有管理者賠償責任保険 + 生産物賠償責任保険 + 昇降機賠償責任保険※
- 特約 第三者医療費用担保追加条項（施設賠 + 生産物 + 昇降機※）、見舞費用担保追加条項（施設賠）
事故対応特別費用担保追加条項（施設賠 + 生産物 + 昇降機※）、漏水担保追加条項（施設賠）
催事参加者の被保険者追加条項（施設賠 + 生産物 + 昇降機※） ※2021年4月始期から

補償内容等の詳細はHPでご確認いただけます。

